

三浦市公用車廣告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦市が管理する公用車（以下「車両」という。）への廣告掲出について、三浦市市有財産等への廣告の掲載等に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(廣告の色彩等)

第2条 車両に掲出することができる廣告（以下「廣告」という。）の色彩、意匠その他 のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれがあるもの

(廣告掲出対象車両)

第3条 广告掲出の対象となる車両は、別に定めるものとする。

(廣告の掲出方法等)

第4条 广告の内容を表示した特殊フィルム又はマグネットにより、車両に貼り付けるものとする。

- 2 前項の特殊フィルム及びマグネットの材質は、广告掲出期間中における車体からの剥離又は广告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(廣告掲出期間)

第5条 广告掲出期間は、神奈川県屋外廣告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。）第2条第1項の規定による屋外廣告物の表示の許可を受けた日から、その日の属する翌年度の末日までとする。

- 2 广告主は、广告掲載期間の末日までに当該期間の延長を申し出ることができる。この場合において、市長は、内容を適當と認めたときは、掲出期間を1年間延長することができる。

- 3 广告掲出期間には、广告の貼り付け及び撤去作業に要する期間を含むものとする。

(廣告の大きさ及び廣告掲出料等)

第6条 广告1枚の大きさは、縦30cm以内×横50cm以内とする。

- 2 広告は、1台の車両の両側面にそれぞれ1枚ずつ、計2枚掲出するものとする。
- 3 広告掲出料は、月額1,100円とする。
- 4 前項の広告掲出料は、広告掲出期間が1月に満たない場合であってもこれを1か月として算定するものとする。
(費用負担等)

第7条 広告の作成、貼り付け及び撤去に係る費用並びに県条例第2条第1項の許可を受けるために要する費用は、広告を車両に掲出しようとするもの(以下「広告主」という。)の負担とする。

- 2 広告の撤去等により車両に塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。
- 3 広告材の劣化等が著しいと市長が認めた場合は、広告主の負担によって、新しいものと取替えるものとする。
- 4 広告の破損及び紛失により生ずる費用の負担は、市長と広告主が協議し決定するものとする。

(広告の掲出及び撤去)

第8条 広告の貼り付け及び撤去作業の日時は、市長と広告主が協議し決定するものとする。

(広告掲出料の納付)

第9条 広告主は、市長が発行する納入通知書により指定した納期限までに広告掲出料を納付しなければならない。

(広告掲出料の不還付)

第10条 既に納付された広告掲出料は還付しない。ただし、車両の廃車等により広告が掲出できなくなったときは、その月以降の当該広告掲出料を還付することができる。

(その他の事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告の掲出に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。